

令和3年4月9日

公募型比較見積に参加の皆さまへ

福祉局長
(総務部経理・企画課)

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言解除後の
公募型比較見積の参加申込書類の郵送による受付について（再延長）

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言は解除されたものの、感染拡大防止の万全を期す観点から、引き続き当局で発注する公募型比較見積における参加申込書類の提出方法について、特例として次のとおり取扱います。

記

(1) 公募型比較見積の郵送受付について

窓口での接触感染を防止するため、申込書類の提出については、従来の公募型比較見積用投函箱に直接投函する方法のほか、郵送による提出も可能とします。

封筒に「物品供給（事業請負）申込書在中」と朱書きのうえ、各案件の公告文記載の申込書類を「(4) 提出先」まで送付してください。参加資格審査資料の提出がある場合は、審査資料も同封のうえ「(4) 提出先」まで送付してください。

(2) 送付時の注意点について

郵送による公募型比較見積の参加申込については、公告文記載の申込期間中に到着するものに限り有効です。なお、到着遅延を防止するため、できるだけ申込書類は最終日前日までに到着するようお願いします。

※いかなる理由であれ、申込書類が公告文記載の申込期間までに「(4) 提出先」に到着しなかった場合、福祉局公募型比較見積実施要綱（平成18年3月31日制定）第8条第1項第2号の規程により無効となります。あらかじめご了承くださいとともに、郵送にかかる期間を十分確保したうえで、見積書の送付をお願いします。

(3) 特例として取扱う案件

令和3年4月9日(金)から当面の間、福祉局において発注(公告)する公募型比較
見積案件

取扱いの期間(期間終了日)については、決定次第、別途お知らせします。

(4) 提出先

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市福祉局総務部経理・企画課(経理・調達グループ)

電話番号 06-6208-9917